

自治基本条例検証結果

総務常任委員会

		条文	検証結果	左欄の検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載
第1条	目的	1 この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	逐条解説の【解釈・運用】を修正する。 【修正案】四つ目の○中、「そのような状態を」を「全ての市民の幸福感や充実感があふれる社会を」に改める。
第3条	自治の基本理念	1 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。	/	
		(5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、より積極的に取り組む。
		(6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第4条	自治の基本原則	1 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念（以下「自治の基本理念」という。）に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。	/	
		(1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議の指摘の中に情報共有に関連するものがあることを受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。

自治基本条例検証結果

総務常任委員会

		条文	検証結果	左欄の検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載
第4条	自治の基本原則	(2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民参画に関する市民会議の指摘を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
		(3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	NPOとの委託契約における人件費や間接経費の適正な方法を確認するなど、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第7条	市議会の権限	市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条例を重んじ、議会は議会基本条例を検証し、さらなる改革改善に向けて取り組んでいる。
第8条	市議会の責務	1 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 (1) 市の意思決定機能 (2) 市政運営の監視機能 (3) 政策立案機能 (4) 立法機能	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条例を重んじ、議会は議会基本条例を検証し、さらなる改革改善に向けて取り組んでいる。
		2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。 (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。 (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条例を重んじ、議会は議会基本条例を検証し、さらなる改革改善に向けて取り組んでいる。

自治基本条例検証結果

総務常任委員会

		条文	検証結果	左欄の検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載
第8条	市議会の責務	3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則（以下「自治の基本原則」という。）にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条例を重んじ、議会は議会基本条例を検証し、さらなる改革改善に向けて取り組んでいる。
第9条	市議会議員の責務	1 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条例を重んじ、議会は議会基本条例を検証し、さらなる改革改善に向けて取り組んでいる。
		2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条例を重んじ、議会は議会基本条例を検証し、さらなる改革改善に向けて取り組んでいる。
		3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。 (1) 自らの議会活動 (2) 市政運営に関する自らの考え	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条例を重んじ、議会は議会基本条例を検証し、さらなる改革改善に向けて取り組んでいる。
第14条	市の職員の責務	1 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文の趣旨について、さらに啓発が必要なことから、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
		2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	自主自立精神と政策法務能力を高めるよう、能力開発や自己啓発に努める必要があることから、条文を重んじ、より積極的に取り組む。

自治基本条例検証結果

総務常任委員会

		条文	検証結果	左欄の検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載
第15条	市政運営の 基本原則	2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	最少の経費で最大の効果を上げるよう、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第17条	財政運営	2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民が理解できるよう、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第18条	情報説明責任 共有及び	1 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議の指摘の中に情報共有に関連するものがあることを受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第20条	個人情報保護	1 市議会及び市長等は、市民の基本的人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	災害時などの個人情報の取扱いは、いわゆる「過剰反応」とならないよう、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第21条	審議会等	1 市議会及び市長等は、審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手續について透明性を確保するよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議の指摘を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
		2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、より積極的に取り組む。

自治基本条例検証結果

総務常任委員会

		条文	検証結果	左欄の検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載
第21条	審議会等	3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議の指摘を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第22条	パブリックコメント	1 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議の指摘を受け、実施時期を早めたり、表現の工夫をするなど条文を重んじ、より積極的に取り組む。
		2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議の指摘を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第25条	評価	1 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を遵守し、評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表するよう求める。
		2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法を取り入れるよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を遵守し、早期に課題を解決して市民が参加できる第三者による評価手法を取り入れるよう求める。
第27条	政策法務	1 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	職員の能力開発や自己啓発に一層努め、条文を重んじ、より積極的に取り組む。

自治基本条例検証結果

総務常任委員会

		条文	検証結果	左欄の検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載
第28条	法令遵守	1 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、体制整備を図るなど、より積極的に取り組む。
第29条	公益通報	1 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	例規等の制定や体制整備を図るよう、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第30条	危機管理	1 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、3・11東日本大震災を教訓に、より積極的に体制整備に取り組む。
		2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、3・11東日本大震災を教訓に、より積極的に体制整備に取り組む。
		3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、3・11東日本大震災を教訓に、より積極的に体制整備に取り組む。
第32条	地域自治区	1 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	【32条全体として】 市民会議の指摘を受け、検討組織の設置等により、課題を解決し具体的な取り組みを推進する。

自治基本条例検証結果

総務常任委員会

		条文	検証結果	左欄の検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載
第33条	市民参画	1 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	公共施設の建設に関しては、計画の初期段階から市民が議論に参画できるようにするほか、市民会議の指摘を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
		2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議の指摘を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
		3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議の指摘を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第34条	協働	1 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	NPOとの委託契約のあり方など専門性と責任に応じた協働環境の整備が進んでいないため、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
		2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	NPOとの委託契約のあり方など専門性と責任に応じた協働環境の整備が進んでいないため、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第35条	コミュニティ	1 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	「団体」という表現では「組織」というイメージが強く、「コミュニティ」の意味に馴染まない部分があることから、「団体」を「団体など」に改める。

自治基本条例検証結果

総務常任委員会

		条文	検証結果	左欄の検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載
第35条	コミュニティ	2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	NPOとの委託契約のあり方など専門性と責任に応じた協働環境の整備が進んでいないため、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第36条	人材育成	1 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	協働環境の整備と体系的な人材育成が不十分なため、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第37条	多文化共生	1 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議委員の意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
		2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	市民会議委員の意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第39条	国との関係	1 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第41条	国際交流の推進 海外の自治体との連携及び	1 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、より積極的に取り組む。

自治基本条例検証結果

総務常任委員会

		条文	検証結果	左欄の検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載
第42条	最高規範性	2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	条文を重んじ、より積極的に取り組む。
第44条	改正手続	1 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合（地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他	逐条解説書の【解釈・運用】の三番目の○は、条文を適切に解釈していない部分があることから、再検討し整理するよう求める。
追加条項（第5章 市政運営）	組織	（例示） 1 市長は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、常にその見直しに努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市政運営にとって重要な体制整備である組織の規定がないことから、「組織」についての条項を追加する。 ・例示を参考として、条例、逐条解説書を整理する。
		（例示） 2 市長等は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市政運営にとって重要な体制整備である組織の規定がないことから、「組織」についての条項を追加する。 ・例示を参考として、条例、逐条解説書を整理する。
追加条項（第5章 市政運営）	出資法人等	（例示） 1 市長等は、市が4分の1以上出資している法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）に対して、適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市政運営に一定の位置を占める出資法人等の規定がないことから、「出資法人等」についての条項を追加する。 ・例示を参考として、条例、逐条解説書を整理する。
		（例示） 2 市長等は、出資法人等の財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市政運営に一定の位置を占める出資法人等の規定がないことから、「出資法人等」についての条項を追加する。 ・例示を参考として、条例、逐条解説書を整理する。